

草木類ステーション収集の注意事項

①草木類の対象にならないもの

多くの庭木や草葉は草木類として出せますが、次のものは対象外です。
草木類とは分けて、燃やすごみとして出してください。

- 竹・笹類 ●根株 ●芝生 ●野菜や果物などの果実
- 除草剤が付着したもの
- キョウチクトウなど毒性があるもの
- 一般ごみ(たばこの吸い殻、菓子包装など)が混入したもの

※事業者(農業を含む)から排出されるものや、造園業者やシルバー人材センターなど事業者に依頼したものは事業系ごみです。燃やすごみにも草木類にも出せません。

②分別収集の方法

4月1日からは、草木類の収集日には『燃やすごみの収集』と『草木類の収集』が行われるようになりました。

まず、燃やすごみの収集車は燃やすごみ（生ごみ等）を収集し、資源化できる草木類はステーションに残します。その後、草木類の収集車が収集にまわりますのでご注意ください。

ステーション内で、出来るだけ燃やすごみと草木類を分けて出してください。

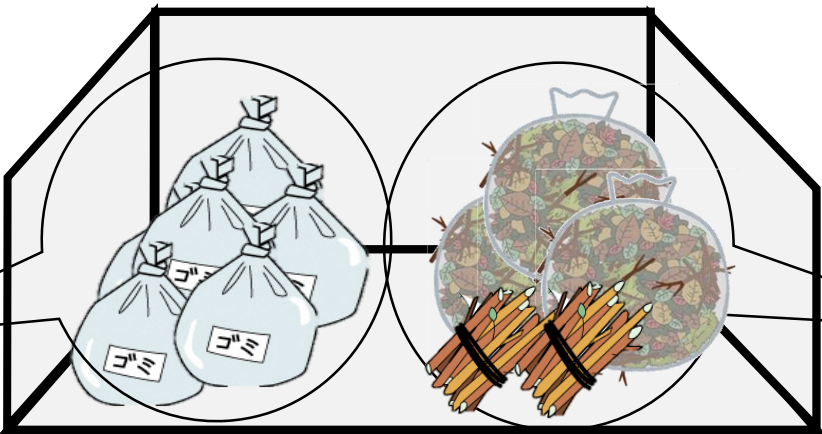
※ごみの収集状況や天候により、燃やすごみとしてまとめて収集する場合があります。

出し方の例

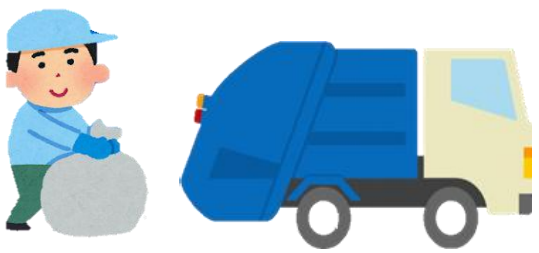
燃やすごみと草木類を
出来るだけ分けて出してください

量が多い場合は、何回かに分けて出すか、自己搬入や戸別収集をご利用ください。

先に
燃やすごみを収集



後から
草木類のみを収集



③ステーション収集以外の資源化方法

以前から実施している戸別収集（予約制）や自己搬入は、引き続き行います。
※一部自治会にある草木類の専用集積所の収集も引き続き行います。

戸別 収集	清掃リサイクル課へ電話予約後、各家庭まで収集に行きます。 ※長さ・太さ等に制限あり	自己 搬入	環境美化センターにて搬入物を確認したのち、ご自身で資源化事業者へ搬入していただきます。 ※長さ・太さ等の制限なし
----------	--	----------	---